

契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
砂川厚生福祉センター	下記の工事請負契約について、契約保証金を徴収していなかった。 契 約 名 称：大阪府立砂川厚生福祉センター電気錠設備補修工事 工 期：令和6年12月10日から令和7年2月28日まで 請負代金額：1,639,440円	検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【地方自治法施行令】 (契約保証金) 第167条の16 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。 【大阪府財務規則】 (契約保証金の納付等) 第67条 令第167条の16の規則で定める率は、契約金額の100分の5以上とする。 【大阪府財務規則の運用】 第67条関係 1 建設工事の契約に係る契約保証金の率は、100分の10以上とする。ただし、特定事業に係る契約保証金の率については、契約金額のうち施設整備業務の対価に相当する金額の100分の10以上とする。
措置の内容		
検出の原因は、契約保証金の免除にかかる取扱いである大阪府財務規則の運用第68条関係2（6）では、「電子見積合せにより、物品の購入の契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき」は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができると規定されているが、これを工事請負費にも適用できると担当者及び決裁者が誤認したことにある。 再発防止に向けて、所属内で今回の検出事項及び大阪府財務規則とその運用の内容について周知するとともに、契約時においては契約保証金の取扱いについて、複数人で確認することとし、チェック体制の強化を図ることとした。 今後は、関係法令等に基づき、適正な契約事務を執行する。		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月23日）